

福岡市産後ケア事業施設整備等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）、国が実施する妊娠・出産包括支援緊急整備事業及び産後ケア施設改修費等支援事業に関する通知及び要綱の規定に基づき、福岡市産後ケア事業施設整備等補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、福岡市が実施する産後ケア事業の実施場所（以下「産後ケア施設」という。）の修繕を行うことにより、より身近な場で産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備すること、及び同事業の受け皿の拡大を図るため賃貸物件等を活用して設置する産後ケア施設に対する改修費等を支援することにより、希望する全ての産婦が産後ケア事業を利用できる体制整備を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、本補助金の交付対象者は、公募により募集する。

- (1) 福岡市内で「福岡市産後ケア事業」を受託している者。ただし、福岡市内における産後ケア施設の 신설及び定員拡大については、「福岡市産後ケア事業」を受託予定の者を含む。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所若しくは助産所を運営する者又はその団体
- (3) 本市の市税を滞納していないこと

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。ただし、補助対象経費に係る消費税及び福岡市産後ケア事業以外の目的で使用するものを除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のうち、別表の第3欄に定める基準額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を限度とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

ただし、別表の第1欄の区分ごとに、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者が本補助金の交付申請をするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施に係る補助対象経費の内訳を証する書類
- (2) 補助対象事業計画書
- (3) 定款又は規約
- (4) 役員名簿

- (5) 改修工事の図面及び見積書
- (6) 備品設置場所が分かる図面及び見積書
- (7) 賃貸借契約に係る礼金及び賃貸料がわかる書類
- (8) 現状が確認できる建物・備品の写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助の条件）

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けなければならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (5) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、規則第5条に基づきその内容を審査の上、交付を決定し、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 申請者は、補助金の交付決定通知後において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
- (2) 補助事業の中止又は廃止するとき
- (3) 補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき

（補助金の変更交付決定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、変更交付を決定し、申請者に対し、補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績書
- (2) 改修工事に係る契約書及び領収書の写し
- (3) 備品購入に係る納品書及び領収書の写し
- (4) 賃貸借契約書及び礼金、賃貸料の領収書の写し
- (5) 改修した建物主要部分の写真、購入備品等の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした補助事業者は、同条第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を様式第8号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、補助事業実績調査確認書(様式第6号)により調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し、補助金確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第13条 市長は、前条の規定により確定した補助金を補助事業終了後に交付するものとする。

(補助交付決定の取消及び補助金の返還)

第14条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命じることができる。

- (1) 補助交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(関係書類の整備)

第15条 申請者は、この補助金に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しない。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したものの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、こども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(別表) 補助対象経費

1 区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
産後ケア事業を実施する場所の修繕にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンを設置するための配線工事 ・冷暖房器具（クーラー、暖房器具、床暖房等）の設置 ・幼児用トイレの設置 ・幼児用シンクの設置 ・幼児用バス（沐浴槽）の設置 ・調乳ユニットの設置 ・玄関スロープ、玄関ベンチの設置 ・畳替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え ・相談室の間仕切り ・その他産後ケア事業に必要な修繕 	7,560,000円以内の対象経費を限度とし、市長が認めた額とする。	4分の3
産後ケア事業を行う施設の新設、定員拡大のための改修等にかかる経費	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 ・賃借料（敷金を除く。）（開所までに発生するものに限る。申請年度の翌年度以降に開所する場合は、申請年度の3月31日までに発生するものに限る。） ・備品購入費 ・その他市長が必要と認めるもの 	31,874,000円以内の対象経費を限度とし、市長が認めた額とする。	4分の3

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

印 (注)

(又は氏名)

福岡市産後ケア事業施設整備等補助金について補助金の交付を受けたいので、福岡市産後ケア事業施設整備等補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助の区分	
2 交付を受けようとする補助金の額	
3 申請者の営む主な事業	
4 補助事業の目的及び内容	
5 補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	

注) 申請者が個人、個人事業主、法人格のない団体の場合は、記名・押印又は自筆による署名のいずれかをお願いします。

申請者が法人の場合は、法人名・代表者名の記載及び代表者印の押印が必要です。

補助金交付決定通知書

こ健やか第 号
年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎 

年 月 日付をもって申請のあった福岡市産後ケア事業施設整備等補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助の区分

2 補助金交付決定金額

3 補助金交付予定時期

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

補助金変更交付申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

印(注)

(又は氏名)

年 月 日付こ健やか第 号にて交付決定のありました事業に関して、事業内容に変更がありましたので、福岡市産後ケア事業施設整備等補助金交付要綱及び福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり変更申請します。

記

1 変更交付を受けようとする補助の区分	
2 変更交付を受けようとする補助金の額	
3 申請者の営む主な事業	
4 変更後の補助事業の目的及び内容	
5 変更後の補助事業の執行に関する収支計画及び事業計画	

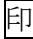
注) 申請者が個人、個人事業主、法人格のない団体の場合は、記名・押印又は自筆による署名のいずれかをお願いします。

申請者が法人の場合は、法人名・代表者名の記載及び代表者印の押印が必要です。

補助金交付決定変更通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎 

年 月 日付をもつて申請のあった事業内容変更について、福岡市産後ケア事業施設整備等補助金交付要綱の規定により、下記のとおり事業内容の変更を承認し、交付決定を変更します。

記

1 補助の区分

2 補助金交付決定金額

3 補助金交付予定時期

4 補助条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

印 (注)

(又は氏名)

年 月 日付こ健やか第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助の区分

2 補助事業の実施期間

3 補助事業の実施状況

ア 補助事業経費収支計算書

イ 補助事業の経過又は成果を証する書類等

4 補助金の交付決定額と精算額

補助金の交付決定額	円
(補助金の既交付額)	(円)
補助金の精算額	円

注) 申請者が個人、個人事業主、法人格のない団体の場合は、記名・押印又は自筆による署名のいずれかをお願いします。

申請者が法人の場合は、法人名・代表者名の記載及び代表者印の押印が必要です。

様式第6号

補助事業実績調査確認書

年 月 日

所 属
職 名
氏 名

印

年 月 日付補助事業実績報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

様式第7号

補助金確定通知書

こ健やか第 号
年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎 印

年 月 日付の補助事業実績報告書により福岡市産後ケア事業施設整備等補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件
福岡市補助金交付規則の定めを遵守すること。